



2022年10月

居住者の皆様へ

Asahi Monthly Report

管理組合で契約している保険について

一般的にマンション住宅総合保険は、「マンション共用部分」を対象として、火災だけでなく、風災、破損、汚損等の偶然な事故に備えるための火災保険です。

また、施設内での漏水事故等において、他人の身体や財物に被害が生じ、損害賠償責任を負った場合に「施設賠償責任」(共用部)、「個人賠償責任」(専有部)の特約を火災保険に付帯、または別に契約することで補償する事が出来ます。

尚、ご自身で『火災保険』や『家財保険』をご契約いただいている場合、家財の水濡れ損害においてマンションの賠償保険でカバーできない部分を補償出来る場合がございますのでご検討ください。

